

仙台市一般廃棄物処理基本計画中間見直しに係る調査分析業務仕様書

1 業務名 仙台市一般廃棄物処理基本計画中間見直しに係る調査分析業務

2 調査目的

本市の一般廃棄物処理に係る基本的な方向性を定める「仙台市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しに必要な情報の収集を目的として、ごみ組成調査、市民意識調査等を行うとともに、サーキュラーエコノミーの実現に向けた持続可能な資源利用や社会経済の動向を踏まえ、今後の本市廃棄物行政についての総合的な分析・提言を行うことを目的とする。

3 見積金額上限額

19,588千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

5 調査内容

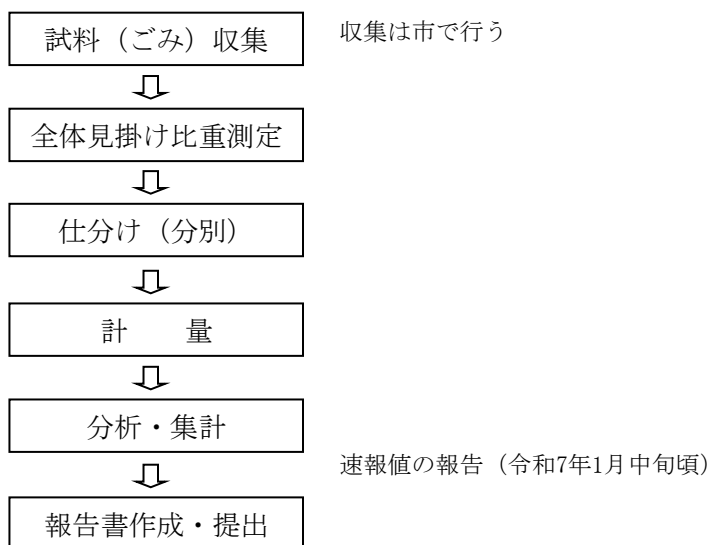
仙台市ホームページに掲載している「令和元年度一般廃棄物処理実態等調査報告書」を参考に、これまでの施策の評価や今後の計画中間見直しにあたって次の項目について必要な調査・分析（経年比較、クロス集計等）・提言等を行うこと。

<https://www.city.sendai.jp/kikakukehatsu/jittaicyousa.html>

(1) ごみ排出実態調査（9月～1月）

市内から発生する「生活ごみ」及び「事業ごみ」について組成分析を行う。なお、食品廃棄物については、直接廃棄や食べ残し等の細分組成分析を行うこと。

①調査手順



②試料の数量

試料の収集運搬・保管・処分は本市が行う。数量については、本市が想定する最低限の数量であり、調査・分析に必要となる数量で提案すること。

ア) 生活ごみ

市内10地区から試料を抽出し、1地区あたり次の数量で調査する。

A) 家庭ごみ	約100kg
B) プラスチック資源	約20kg
C) 缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類	約100kg
D) 紙類(雑がみに限る)	約50kg

イ) 事業ごみ

市内に本社及び支社等を持つ計36事業者（計9業種※）から試料を抽出し、1事業者あたり約100kgの試料で調査すること。

※計9業種：飲食業、ホテル・旅館、食品小売業、製造業、オフィスビル、学校、食品以外の小売業・サービス業、スーパー・デパート等、医療・福祉

(2) アンケート調査

①生活ごみ意識調査（9月）

本市の市政モニター制度を利用し、約400件を対象にしたごみに関する意識調査の結果から市民のごみ排出行動に関する調査・分析を行う。

②ごみに関する意識調査（10～12月）

無作為抽出による仙台市内一般家庭3,000世帯及び仙台市内の3,500事業所を対象にごみに関する意識調査を行う。

<留意事項>

- ・調査に係る送付対象者の選出は本市が行う。
- ・調査に係るその他の作業（調査票の印刷、送付用及び回答返信用封筒の準備、文書発送、調査回答受付、調査結果集計、分析等）は受託者が行う。

(3) ごみ排出量予測・効果的施策等の提言

国・他自治体の関連計画や廃棄物の減量・リサイクル施策の先進的事例等の情報収集・分析を行った上で、(1)及び(2)の調査結果や将来人口推計等を基に、ごみ排出量の将来推計を行うとともに、サーキュラーエコノミーの実現に向けた持続可能な資源利用や社会経済の動向を踏まえ、今後の本市の廃棄物の減量・リサイクル施策のあり方に関する具体的な施策提言等を行う。

なお、排出量推計については、生活系・事業系別、収集形態別、品目別ごみ排出量等についての詳細な将来排出量推計を行う。ただし、将来人口推計やごみ排出量実績など本市から提供する資料以外で推計に必要となるデータ（他都市動向、経済情勢等の基礎資料等）については、原則受託者が入手するものとする。

6 事業スケジュール（案）

項目	7～8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
(1)ごみ排出実態調査	実施方法検討	調査準備	調査期間	調査期間	集計・分析	集計・分析	報告書作成
(2)アンケート調査	実施方法検討 質問事項まとめ	市政モニター 実施	意識調査 実施	意識調査 実施	意識調査 実施	集計・分析	報告書作成
(3)ごみ排出量予測 ・効果的施策等の提言	調査	調査	調査	意見交換	意見交換	調査速報等提出	報告書作成

7 成果物

本調査の内容について、以下の資料・報告書を作成し各納入期限までに本市に提出のうえ、完了検査を受けるものとする。

- (1)・仙台市廃棄物対策審議会資料（速報値）電子データ 1式
納入期限：令和7年1月31日（金）
- (2)・調査報告書（本編） A 4 製本品 50部
- ・調査報告書（資料編） A 4 製本品 50部
- ・調査報告書電子データ（本編・資料編・概要版） 1式
- ・その他関係資料電子データ 1式
- ・仙台市廃棄物対策審議会資料（速報値）電子データ 1式
納入期限：令和7年2月28日（金）

8 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、本市に帰属すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、本市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。
- (5) 受託者から業務の一部を再委託された事業者においても、上記（1）から（4）について同様に扱うものとする。

9 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、個人情報保護法その他関係法令等を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたっては、業務の目的を十分理解したうえで、最高水準の技術を発揮するよう努めなければならない。また、受託者は業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等

- に関する条例（平成5年仙台市条例第5号）」等の関係法令を遵守することとする。
- (3) 円滑な業務の履行に資するため、調査委託期間中、本市が指示する場合又は受託者が必要として本市に請求する場合は適宜打合せ協議を行うものとする。受託者は、打合せ協議の内容を適宜記録のうえ、議事概要を本市に報告するものとする。
 - (4) 業務の履行に必要な備品等については原則受託者が準備するものとするが、受託者から要請があり、本市が必要と認める場合は、本市から受託者へ備品等を貸与することができる。貸与期間、数量等については別途協議のうえ定めるものとし、受託者は業務完了後直ちに返却するものとする。
 - (5) その他、別途業務委託契約書に定める事項のほか、業務内容等に疑義等が生じた場合は、速やかに本市と協議し、指示を受けるものとする。